

# 特定金属くず買受業における 本人確認記録・取引記録の作成・保存について

(令和8年6月1日施行)

営業者は、特定金属くずの買受けを行おうとするときは、買受けの相手方の**本人特定事項の確認**（以下「**本人確認**」という。）を行わなければなりません。

## 本人特定事項とは？

個人の場合…**氏名、住居、生年月日**

法人の場合…**名称、本店又は主たる事務所の所在地**

※ 過去に買受けの相手方として本人確認を行ったことがある者からの買受けで、その者の口座へ振り込みをする場合は除きます

## 確認資料（一例）

個人の場合…**顔写真付きの本人確認書類**

（運転免許証、在留カード、マイナンバーカード<sup>(※)</sup>等）

※ マイナンバーカードは表面のみ確認

法人の場合 …**登記事項証明書、印鑑登録証明書 等**

## 本人確認記録及び取引記録

営業者は、以下の記録を作成しなければなりません。

### 本人確認を行った場合

直ちに、本人特定事項に関する記録、本人確認のためにとった措置等に関する記録  
（以下「**本人確認記録**」という。）

### 特定金属くずの買受けを行った場合

直ちに、当該買受けの相手方の氏名又は名称、当該買受けの日時及び内容等に関する記録  
（以下「**取引記録**」という。）

## 記録の保存

営業者は、「本人確認記録」及び「取引記録」を、当該買受けの行われた日から、**3年間保存**しなければなりません。